

サブドメイン名交付要領

(趣旨)

1 事業用ホームページが公式な千葉市のホームページの一部であるということを、当該事業用ホームページのアドレスから明らかになるようにするために、サブドメイン名を交付する。

(交付対象)

2 サブドメイン名は、事業用ホームページに交付する。

(申請)

3 サブドメイン名の申請は、管理者が管理者に行うものとし、サブドメイン名交付申請書を広報広聴課に提出するものとする。

(不交付)

4 管理者は、ネットワーク構成図、接続事業者からのセキュリティ措置確認書その他のサブドメイン名交付申請書に添付された図書から当該事業用ホームページを提供する情報システムのセキュリティ措置が確認できない場合は、サブドメイン名を交付しないものとする。

(交付手続)

5 広報広聴課は、サブドメイン名交付申請書を受理した後、サブドメイン名割り当ての交付を1週間以内に行い、市政情報提供システムのDNSサーバへの登録は交付後1ヶ月以内に行うものとする。

(費用)

6 サブドメイン名の取得に際して、JPNICに対する申請費用は不要であるが、プロバイダーに対するドメイン登録料、使用料等はサブドメイン名を申請した局区等が負担するものとする。

(表記内容)

7 サブドメイン名の表記は、以下の条件のもとで申請者が原案を作成する。ただし、既に申請のあった表記は認められない。

(表記文字)

8 サブドメイン名の表記に使用できる文字は、英字の小文字、数字、ハイフン (－) 及びドット (.) である。

(表記形式)

9 サブドメイン名の表記形式は、〈組織、事業、行事等の名称〉.city.chiba.jp とする。ただし、主管者が別に認めた場合は、〈組織、事業、行事等の名称〉.city.chiba.lg.jp を利用することができる。

組織の名称を使用する場合において、上部組織が先にサブドメイン名を取得しているときは、下部組織は上部組織のサブドメイン名を使用しなければならない。ただし、下部組織が先にサブドメイン名を使用している場合には、下部組織は上部組織のサブドメイン名に移行する必要はない。また、組織を超えた横断的な事業の場合、別のサブドメインを取得することが事業運営上かかせない場合その他特段の理由がある場合は、新たにサブドメインを申請することができる。

(表記文字数)

10 千葉市のサブドメイン名は、.city.chiba.jp の 14 文字又は.city.chiba.lg.jp の 17 文字を含めて 40 文字を超えてはならない。

附則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。